

# 青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度取扱要領

この要領は、青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## 1 融資対象

要綱2の「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。

## 2 保証料率

要綱3(7)イの「経営者保証免除対応」とは、次の①及び②を満たす場合に、信用保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができるものをいう。

①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。

②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

## 3 報告

(1) 信用保証協会は、毎月の保証状況について別紙様式により、翌月の10日までに県に報告するものとする。

(2) 信用保証協会は、保証料の補助（又は補給）を実施する市町村に係る毎月の保証状況について、翌月の10日までに当該市町村に報告するものとする。

(別紙様式)

令和 年 月 日

青森県経済産業政策課長 殿

青森県信用保証協会  
会長

## 青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度の 保証状況について

このことについて、青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度要綱7及び取扱要領3の規定により、下記のとおり報告します。

記

(単位：千円、%)

### 1 保証承諾の状況

融 資 名	前月までの累計		( ) 月の実績		計 A		融資枠 B	達成率 A÷B
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
青森県伴走支援型借換資金								
うち新規資金を含むもの								

(再掲)	前月までの累計		( ) 月の実績		計 A		備 考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
保証料の補助（又は補給）を実施する市町村の補助対象							